

令和6年度 石岡市立東小学校 『いじめ防止基本方針』

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないために未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 全職員による「生徒指導委員会」での情報交換及び共通理解

毎月、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・自己有用感を高める支持的風土の醸成に努める。
- ・SEL（ソーシャル&エモショナル・ラーニング）等を実施し、社会性や感情のコントロールなど、対人関係構築スキルを身につけさせたり、「生活アンケート」結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 教育相談体制の整備

- ・生活アンケート（每学期実施）、いじめアンケート（毎月実施）後に、学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- ・一人一台の端末を使った「東小 SOS 相談窓口」にて、児童の悩みに対応するよう努める。

(4) にこにこ班活動（縦割り班活動）の実施

- ・にこにこ班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・携帯・スマホに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、携帯・スマホ安全教室を実施して、児童にインターネットにおけるモラル等の教育をする。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・石岡中学校区や近隣の幼稚園等と情報交換や交流学习を行う。

(7) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・携帯・スマホ安全教室を実施し、インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発を行い、家庭でのルール作りを推奨して、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 日々の観察
 - ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - ・業間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
 - ・いじめの早期発見のための「チェックリスト」を活用する。
 - ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- (2) 保護者や地域、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて社会福祉課、子ども福祉課、教育委員会、あすなろ、中学校などの関係諸機関と連携して問題解決に臨む。
- (3) 生活アンケートの実施
毎月、生活アンケートを実施し、実施後は、気になる児童と面談を行い、一人一人の思いをくみ取る。
- (4) 日記や連絡帳の活用
 - ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推法」により）
- (2) 重大事態への対処
 - ・重大事態が発した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

令和6年度 いじめ対策年間指導計画

月	教職員	児童	保護者
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の共通理解 いじめ対策に関わる共通理解 配慮を要する児童（校内研修） 児童に対する情報交換（職員終会） 生徒指導部会（随時） 学校警察連絡協議会 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き・学級のルールづくり（学級活動） 行事を通して関係づくり（1年生を迎える会） 代表委員会での話合い いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策についての説明と啓発（学年学級懇談、書面にて） 教職員が実施する家庭確認
5	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 生徒指導に関する共通理解 配慮を要する児童（校内研修） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（陸上記録会） にこにこ班活動 いじめアンケートの実施 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 生活に関するアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（運動会） にこにこ班活動 代表委員会での話合い いじめアンケートの実施 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価の実施 児童に対する情報交換（職員終会） 携帯・スマホ状況調査 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> にこにこ班活動 情報モラル講習会 いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換（個別面談） 校外指導委員会との巡回 情報モラル講習会
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導に関する研修（校内研修） 校外巡視 		
9	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 石岡のおまつり巡回 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（校外学習） にこにこ班活動 いじめ防止フォーラム準備 いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 石岡のおまつり巡回 保護者との情報交換及びいじめ対策についての啓発（期末PTA）
10	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（校外学習） にこにこ班活動 いじめ防止フォーラム準備 いじめアンケートの実施 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 人権教育の啓発（人権教育週間） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（校外学習） にこにこ班活動 代表委員会での話合い いじめ防止フォーラム いじめアンケートの実施 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 生活に関するアンケートの実施 校外巡視 	<ul style="list-style-type: none"> にこにこ班活動 行事を通しての人間関係づくり（校内持久走大会） いじめアンケートの実施 	
1	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> にこにこ班活動 いじめアンケートの実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） 学校警察連絡協議会 いじめ防止基本方針についての検討及び見直し（プロジェクト会議） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> にこにこ班活動活動 代表委員会での話合い いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換及びいじめ対策についての啓発（学年末PTA）
3	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する情報交換（職員終会） いじめ防止基本方針についての検討及び見直し（プロジェクト会議） 生活に関するアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行事を通しての人間関係づくり（6年生を送る会） いじめアンケートの実施 	